

物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の施行について

平素から介護保険行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

物流の停滞が懸念される 2024 問題を背景に、輸送力不足への対応として物流環境の整備を行うべく、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境の整備に向けた「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が第 213 回通常国会で成立し、令和 6 年 5 月 15 日に公布され、一部を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行されるところです。

改正法による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（平成 17 年法律第 85 号。以下「物流効率化法」という。）においては、下記のとおり、荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮のために取り組むべき措置について努力義務を課すこととされています。

また、改正法による改正後の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）において、真荷主が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結するときは、契約内容について記載した書面の交付が義務付けられます。

つきましては、上記の努力義務や書面交付義務の適確な実施に向けて、貴傘下会員に対して、物流効率化法及びトラック法の内容について必要に応じて周知をよろしくお願いいたします。

なお、関係事業者における物流効率化法の理解の促進に資するよう、国土交通省、経済産業省及び農林水産省において「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」及び「物流効率化法理解促進ポータルサイト」を作成しているほか、先月ご案内しました努力義務の内容等についての説明会の動画もホームページ上に掲載しておりますので、あわせてお知らせいたします。

【別添 1】「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

【別添 2】パンフレット「運送契約締結時の書面交付義務化」

【参考資料】パンフレット「荷主と物流事業者とが連携した物流の効率化のために」

記



1. 物資の流通の効率化に関する法律の概要（別添1参照）

（1）全ての事業者に対する措置【本年4月1日から施行】

- ① 荷主（発荷主、着荷主）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- ② 荷主・物流事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。
- ③ 努力義務の概要

荷主の努力義務の概要は次のとおりです。努力義務の具体的内容を定める判断基準¹とその内容を解説する「解説書²」も合わせてご覧ください。

努力義務	判断基準の概要
積載効率の向上等	・リードタイムの確保 ・入荷量及び出荷量の適正化 ・配車計画等の最適化 ・関係部署間の連携促進
荷待ち時間の短縮	・到着時刻の分散 ・到着時刻の適切な指定 ・寄託先の到着時刻の分散
荷役等時間の短縮	・荷役等の効率化 ・検品の効率化 ・荷役等を行う環境の整備

（2）一定規模以上の事業者に対する措置【令和8年度施行予定】

- ① 荷主・物流事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- ② 特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

¹ 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和7年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）

² 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書

2. トラック法に基づく書面交付義務について（別添2参照）

トラック法第12条第1項において、真荷主³及び貨物自動車運送事業者が運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を相互に交付することが義務付けられます。制度の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご覧ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn4_000014.html

3. 「物流効率化法理解促進ポータルサイト」について

物流効率化法の理解促進のため、ポータルサイトを作成しました（3月31日公開）。

制度の概要や、努力義務の対象となる「荷主」の定義、「判断基準」・「解説書」の内容を紹介していますので、是非ご覧ください。

URL：<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

また、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各webサイトでも制度の概要や解説書等について紹介しているほか、2月に開催された説明会の動画も掲載されておりますので、ご覧下さい。

○国土交通省

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html

○経済産業省

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

○農林水産省

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/250327.html>

以上

³ 「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの」をいう。